

京都市健康増進センター廃止後の建物の暫定活用方針について

京都市健康増進センター（ヘルスピア）の建物に係る、1階部分を除く当面の間の活用方針について、関係局・区からなる庁内検討会において検討を行い、地元関係者の御意見をお聞きしたうえで、以下のとおり定めましたので、御報告いたします。

今後、令和5年4月以降の暫定活用に向けて、対応を進めてまいります。

1 基本的な考え方

- (1) 暫定活用に当たっては、区役所に隣接していること等の立地を踏まえ、また、流動的な状況に対応できるよう、公共的な利用を基本とする。
- (2) 暫定活用期間中の修繕費や維持管理費は、暫定活用の趣旨を踏まえ、必要最小限とする。
- (3) 民間活用については、本市負担が増えないこと、1年を単位とした使用許可に対応できることを条件とする。
- (4) 暫定活用は、ヘルスピアを廃止する令和5年4月1日以降、準備が整ったものから順次開始するものとする。

2 暫定活用の内容

ヘルスピアが、健康の保持及び増進に資する市民の活動の用に供するための施設として設置され、南区における地域の活動の拠点として活用されてきた経過を踏まえ、以下のとおり暫定活用を行う（図：別紙）。

(1) 2階について

ア 南区社会福祉協議会の移転

南区社会福祉協議会の事務所について、雨漏りなど老朽化が著しいこと等から、ヘルスピアの『事務室』に南区社協の事務所を移転し、区役所と連携しやすい環境を整え、地域福祉の一層の推進を図る。

イ 本市介護予防事業の継続

介護予防事業の重要性を踏まえ、ニーズが高い「高齢者筋力トレーニング教室」について、プロポーザルを実施のうえ、現在と同様、『多目的スペース』で開催する。

ウ その他

上記の利用がない際の『多目的スペース』及び『ロッカールーム』について、地域の介護予防活動スペースとして有効活用する。

- (2) 地下駐車場について
プロポーザルを実施のうえ、駐車場事業者に貸し付け、一般向け駐車場として活用する。
- (3) その他
2階の空きスペース及び3階・4階について、物品の保管場所として活用する。

(参考)

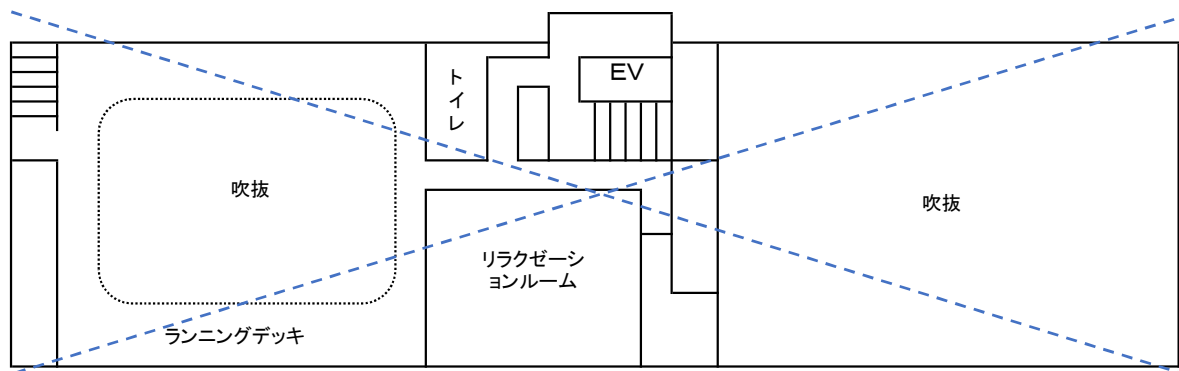
1 京都市健康増進センターについて

- (1) 所在地
京都市南区西九条南田町1番地2
- (2) 構造
鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階地下1階
(南区保健福祉センターの一部と併設)
- (3) 施設規模
敷地面積 約 4,360 m²
延床面積 約 10,613 m²
(うち南区保健福祉センター部分：約 1,860 m²)
- (4) 主な設備
室内温水プール、トレーニングルーム、フィットネススタジオ、健康度測定室 等
- (5) 廃止日
令和5年4月1日

2 「京都市健康増進センター廃止後の活用に関する庁内検討会」について

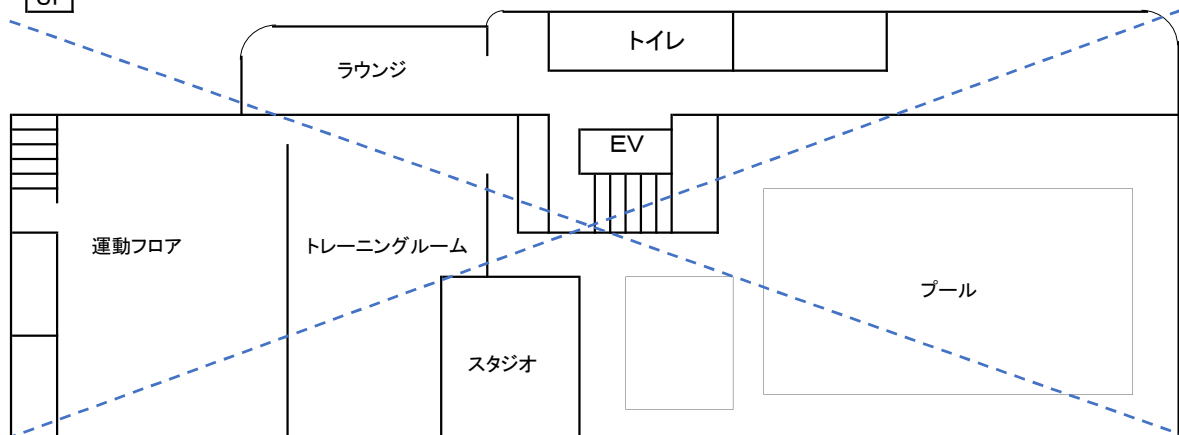
- (1) 開催状況
第1回 令和4年6月24日
第2回 令和4年9月12日
第3回 令和5年1月 5日
- (2) 参画部署（建制順）
以下の関係局・区の部・課長級職員により構成
- ・ 行財政局 財政室（公共施設マネジメント推進担当）
 - ・ 文化市民局 地域自治推進室
 - ・ 保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室
 - ・ 南区役所 地域力推進室

4F



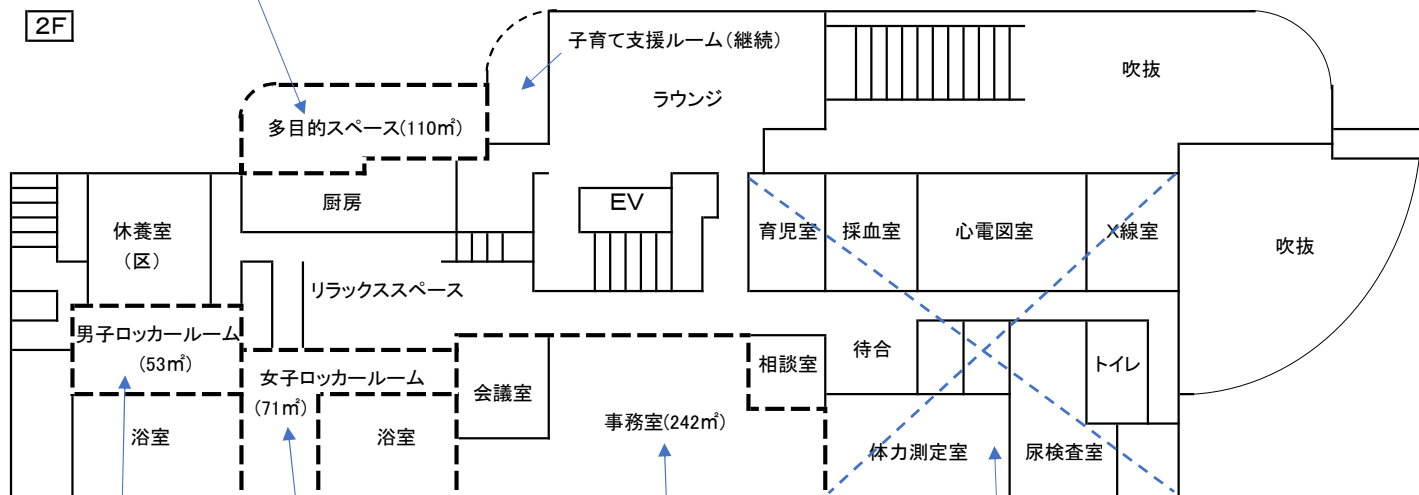
3階・4階 → 物品の保管場所

3F



筋トレ教室や地域の介護予防活動スペース

2F



地域の介護予防活動スペース

南区社協事務所

物品の保管場所

※1階について、引き続き南区保健福祉センター等として継続

※地下駐車場について、民間貸付のうえ一般向け駐車場として活用